

令和2年4月 放射性物質測定結果一覧

検査地点			採水日	測定結果(単位:Bq/kg)		
				ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
1	太田市	太田渡良瀬浄水場	4月7日	不検出	不検出	不検出
2	太田市	太田利根浄水場	4月7日	不検出	不検出	不検出
3	館林市	館林第二浄水場(配水池系)	4月7日	不検出	不検出	不検出
4	館林市	館林第二浄水場(配水塔系)	4月7日	不検出	不検出	不検出
5	みどり市	みどり塩原浄水場	4月7日	不検出	不検出	不検出
6	板倉町	板倉岩田浄水場	—	—	—	—
7	板倉町	板倉東浄水場	—	—	—	—
8	板倉町	板倉南浄水場	—	—	—	—
9	明和町	明和大輪浄水場	—	—	—	—
10	明和町	明和南大島浄水場	—	—	—	—
11	千代田町	千代田第三浄水場	—	—	—	—
12	千代田町	千代田第四浄水場	—	—	—	—
13	千代田町	千代田第五浄水場	—	—	—	—
14	大泉町	大泉第一浄水場	—	—	—	—
15	大泉町	大泉第二浄水場	—	—	—	—
16	邑楽町	邑楽中野浄水場	—	—	—	—
17	邑楽町	邑楽第三浄水場	—	—	—	—
18	太田・みどり	みどり浄水場	4月7日	不検出	不検出	不検出
19	太田・館林・板倉・明和・千代田・大泉・邑楽		東部浄水場	—	—	—

【参考】

○ 平成24年4月から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kgに設定されたことを受けて、水道水についても放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。

○ 検査の表記方法について

「不検出」とは、放射性物質濃度が検出限界値(放射性物質を測定する装置が測定可能な最低の濃度)を下回っていることを意味しています。